

第3次坂井市福祉保健総合計画

概要版

令和3年度～令和8年度



基本理念 ～誰もが笑顔で暮らせる活力ある地域共生社会の実現～

基本方針

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係性を超えて、世代を超えた多くの地域住民や地域の多様な主体が参画し、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すため、次のとおり5つの基本方針を掲げます。

1 市民協働による地域づくりの推進

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりを推進します。

2 包括的な相談支援体制の充実・強化

各分野の相談支援機関の連携による多機関協働を推進し、属性や世代を問わない相談を包括的に受け止める相談支援体制を整備します。

3 健康でこころ豊かに暮らし続けられる市民の健康づくり

人生100年時代の安心の基盤となる健康寿命の延伸に、積極的に取り組みます。

4 安心して暮らせる社会基盤の強化

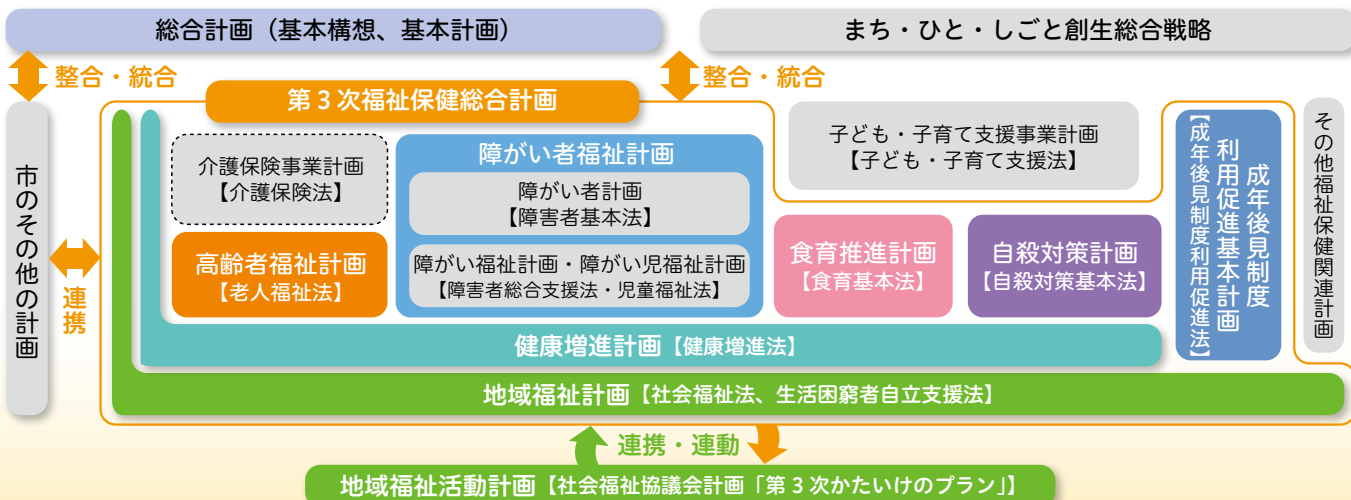
福祉・介護等の社会基盤の強化を図り、制度の持続可能性の確保に努めます。

5 人権が尊重される風土の醸成

それぞれの立場や個性が尊重される環境の整備に努めます。

計画の位置づけ

本計画は、本市の福祉保健に関する基本方針を示すとともに、地域福祉、高齢・介護、障がい、健康、食育、成年後見、自殺対策に関する個別計画を横断・包括する計画であり、「第2次坂井市総合計画」の部門計画として位置づけられ、福祉保健の現状を検証しながら、関係法令や国、県の関係計画等を踏まえて策定するものです。



基本方針と立案計画との関連性

本計画は、5つの基本方針と15の施策の方向性で構成しており、今回立案する7計画（地域福祉計画・高齢者福祉計画・障がい者福祉計画・健康増進計画・食育推進計画・成年後見制度利用促進基本計画・自殺対策計画）との関連性を維持しつつ、施策を推進します。

基本方針1 市民協働による地域づくりの推進

施策の方向性①地域共生社会を支え、担う人づくり

関連計画 地 高 障 健 食 成 自

施策の方向性②地域共生社会を展開する地域づくり

関連計画 地 高 障 健 食 成 自

施策の方向性③就労や趣味等を通じた社会参加の推進

関連計画 地 高 障 健

基本方針2 包括的な相談支援体制の充実・強化

施策の方向性①様々な課題を受け止め包括的に支援する体制の整備

関連計画 地 高 障 成 自

施策の方向性②医療・介護・福祉の連携強化

関連計画 高 障 健

施策の方向性③分野横断的な共生型サービスの推進

関連計画 高 障

施策の方向性④参加支援の推進

関連計画 地 高 障



基本方針3 健康でこころ豊かに暮らし続けられる市民の健康づくり

施策の方向性①あらゆる世代の市民と取り組む健康づくり

関連計画 高 健 食

施策の方向性②生涯を通じた疾病予防の推進

関連計画 高 健 食 自

基本方針4 安心して暮らせる社会基盤の強化

施策の方向性①福祉サービスの量的拡充・質の向上

関連計画 高 障

施策の方向性②社会福祉等人材の確保・業務負担の軽減

関連計画 高 障

施策の方向性③感染症のリスクと共存する新しい生活様式の推進

関連計画 地 高 障 健 食 成 自



基本方針5 人権が尊重される風土の醸成

施策の方向性①福祉教育の推進

関連計画 地 高 障 成 自

施策の方向性②虐待防止対策の推進

関連計画 高 障 成

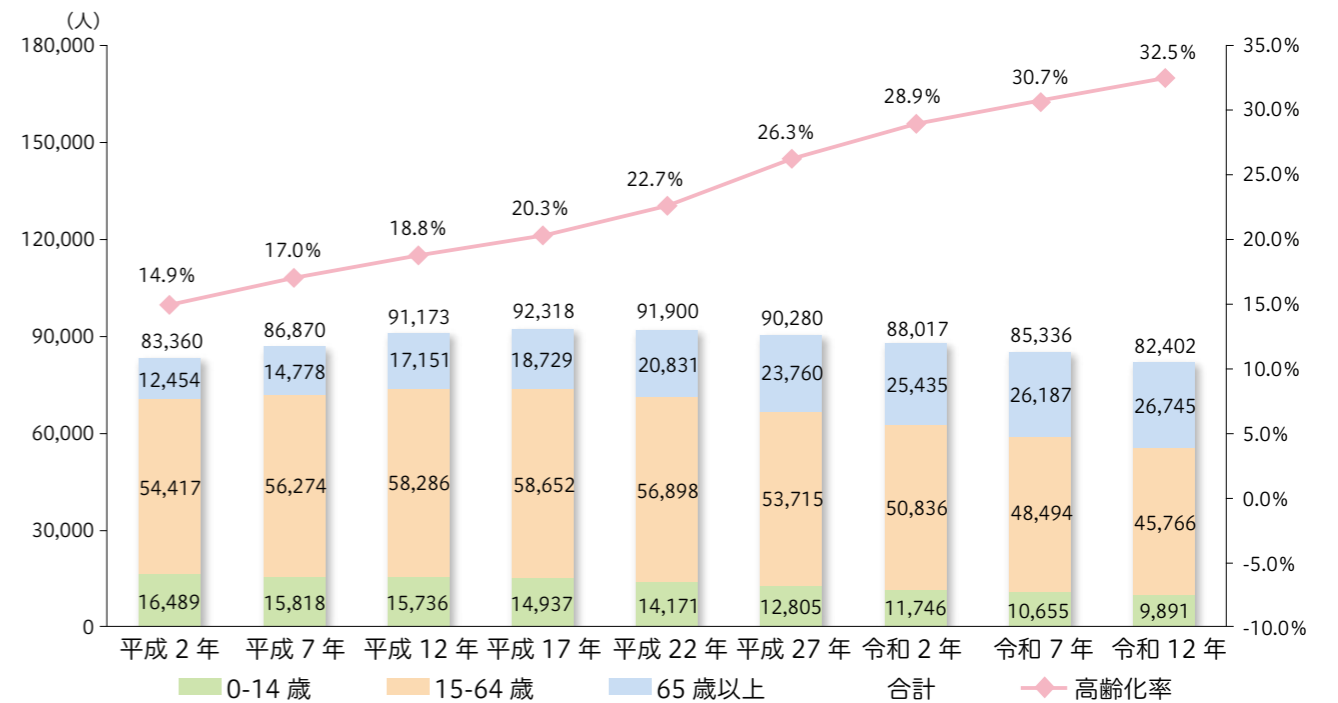
施策の方向性③意思や権利を尊重し合う環境の整備

関連計画 高 障 成 自

地…地域福祉計画 高…高齢者福祉計画 障…障がい者福祉計画
 健…健康増進計画 食…食育推進計画 成…成年後見制度利用促進基本計画
 自…自殺対策計画

少子高齢化の動向

坂井市の総人口は、平成17年の約9万2千人をピークに減少傾向に転じており、平成27年には約9万人となっています。将来推計では、令和12年に約8万2千人となり、25年間で1万人の減少が予測されています。年少人口（0～14歳）が減少し、令和12年には1万人を下回る予測となっています。一方、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっており、令和12年には32.5%になると予測されています。

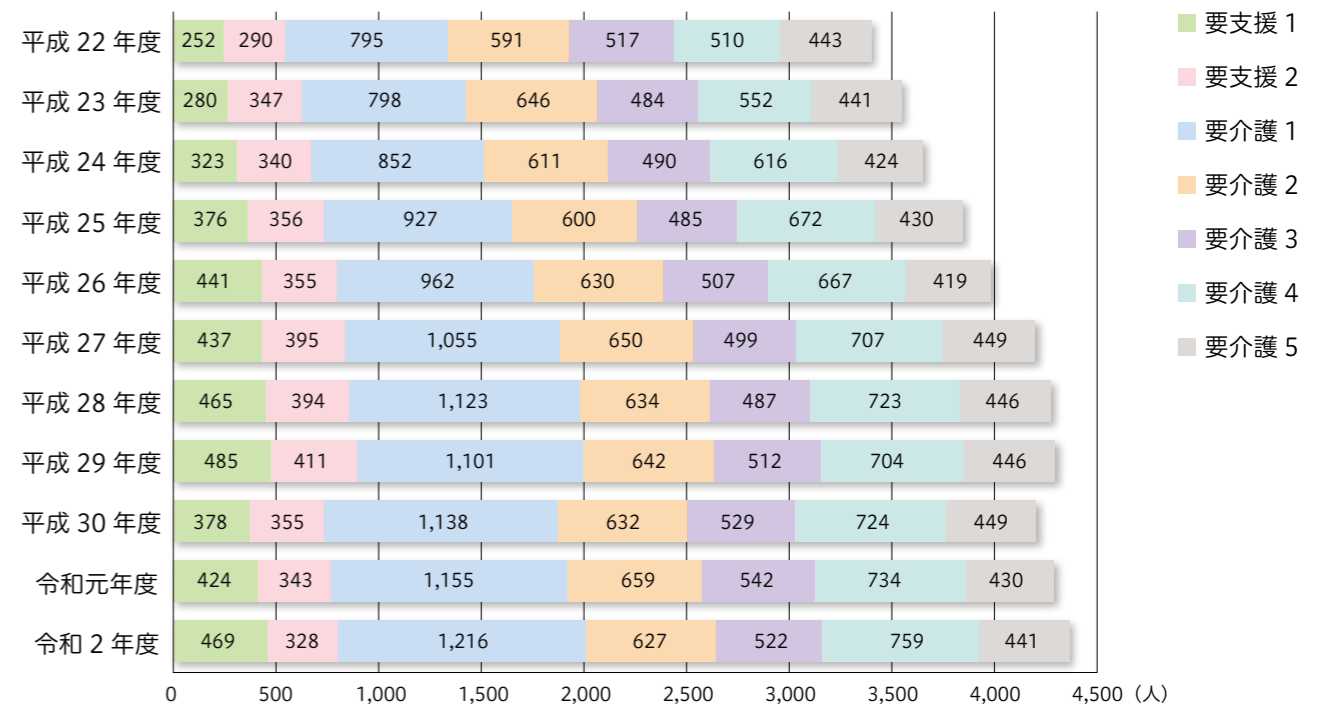


出典：国勢調査（平成2年～平成27年）、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和2年～令和12年）

■年齢3区分別人口、高齢化率の推移（坂井市）

要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成29年度までは増加傾向となっていますが、平成30年度以降は約4,200～4,300人前後で推移しています。要支援・要介護認定者割合では「要支援1」「要介護1」「要介護4」の比率が増加しており、なかでも「要介護1」は10年間で4.5%（421人）増加しています。

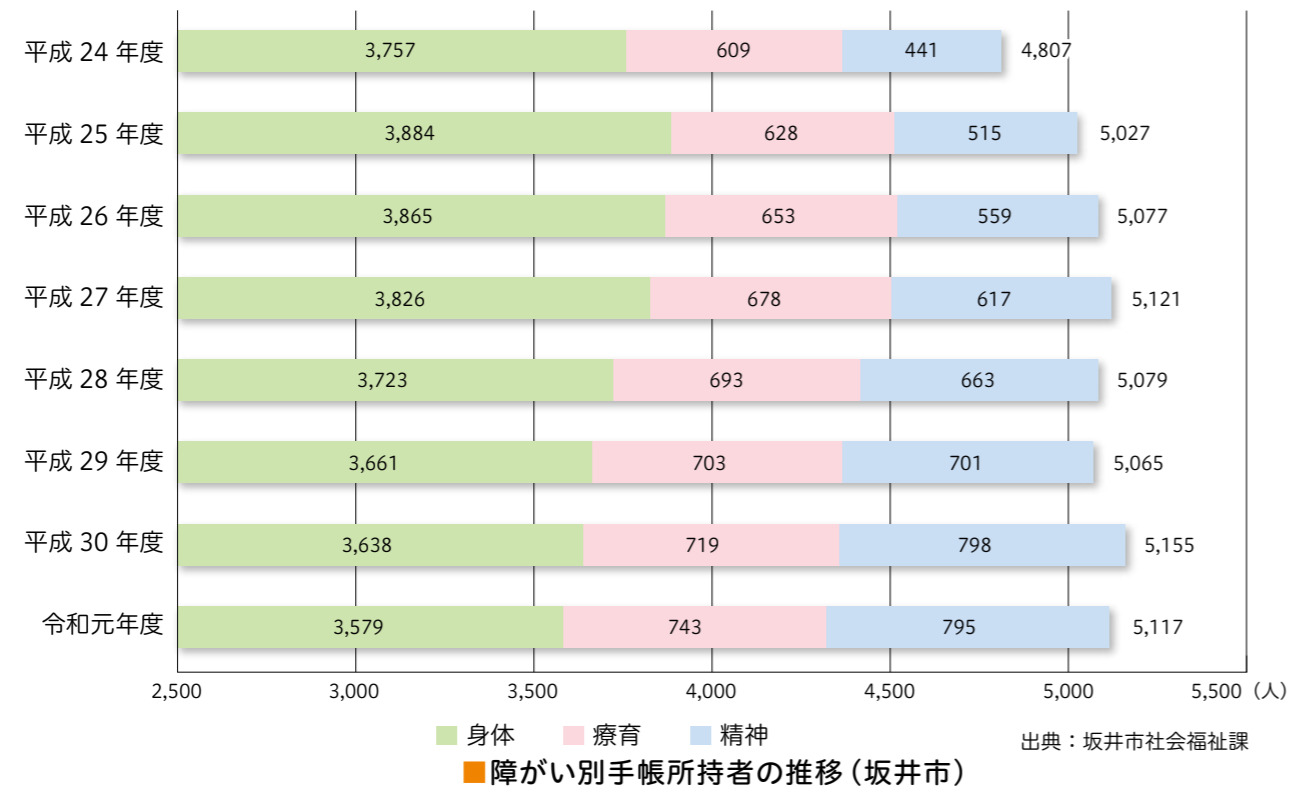


■要支援・要介護認定者数の推移（坂井市）

出典：坂井地区広域連合

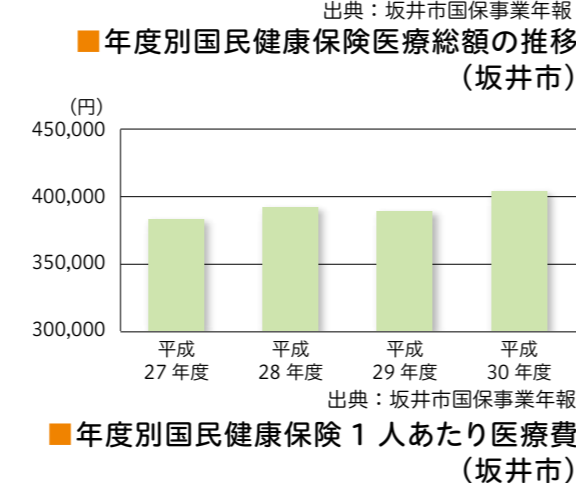
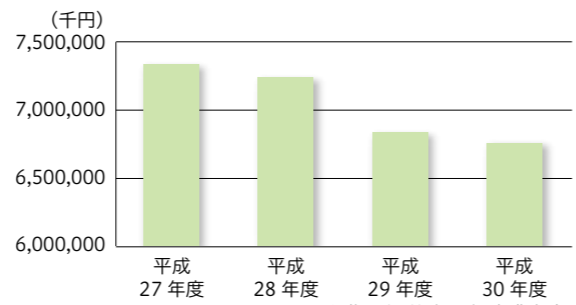
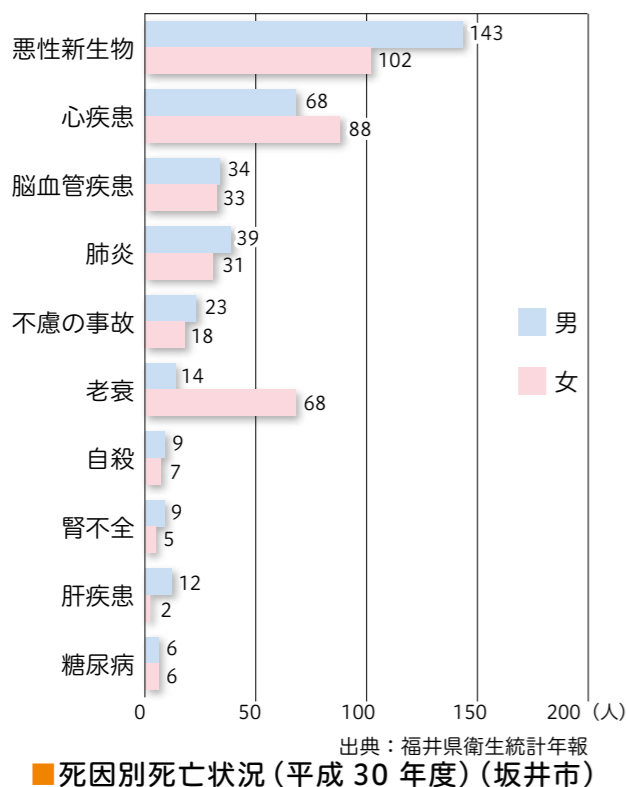
障がい別手帳所持者の状況

障がい別手帳所持者は、平成25年度以降、約5,000～5,100人前後で推移しています。障がい別手帳所持者の内訳では、全体は身体障害者手帳所持者が最も多くなっていますが、人数は減少傾向となっています。一方、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加傾向となっており、なかでも精神障害者保健福祉手帳所持者は平成30年度以降療育手帳所持者を上回る人数となっています。



死因別死亡状況と医療費

悪性新生物(がん)で亡くなる方が最も多く、次いで心疾患や脳血管疾患など生活習慣病に関連する疾患が多くなっています。年度別医療総額と1人あたり医療費をみると、年度別医療総額は減少傾向で、平成29年度以降は70億円を下回っていますが、1人あたりの医療費は増加しており、疾病予防の重要性を示唆しています。



地域福祉計画

みんなで絆を深めよう 地域のまとまりがまちのちから

地域福祉計画は、人口減少、高齢化、社会的孤立の深刻化といった状況のなかで、縦割りの支援から地域と協働した包括的な支援体制をつくり、地域共生社会の実現を図るための計画です。

基本施策

1 点ではなく面で支える支援体制づくり

(1) 住民の相談を包括的に受け止める仕組みづくり

- ① 地域住民の相談を包括的に受け止める相談窓口の充実
- ② より身近な地域の相談拠点等の充実
- ③ 日常的な困りごとを見逃さない人と人とのネットワークづくり

(2) 多機関の協働による包括的な相談支援体制の充実

- ① 多機関の協働による包括的な支援体制の構築
- ② 市役所における全庁的な支援体制の構築
- ③ 既存制度では対応できない狭間のニーズへの対応
- ④ 相談支援に携わる福祉専門職、行政職員等の質的向上の取組

主な取組

- 身近な地域の相談窓口や相談拠点等の体制整備
- 多機関協働による包括的支援体制の充実

- ② コミュニティソーシャルワーカーによる地域づくり支援
- ③ 地域づくりのための財源確保の支援
- ④ まちづくり協議会との協働による地域づくり

(4) 広報啓発活動の充実

- ① 地域活動・福祉サービスの情報提供の充実

主な取組

- 地域における支え合い活動の推進
- 社会福祉法人による地域貢献活動の推進
- 地域課題の把握や解決に向けたコミュニティソーシャルワーカーの配置と支援の充実
- 身近な地域での情報発信と共有の充実



基本施策

2 お互いさまのところで支えあえる人づくり

(1) 福祉教育の推進

- ① 住民一人ひとりが認め合う意識づくり
- ② 学校や企業、地域等と連携した福祉学習の推進

(2) 地域福祉活動を担う人材の発掘と育成

- ① 地域活動を行う人材の確保・育成
- ② 子どもの頃から地域と関わる取組の推進
- ③ あらゆる世代における地域活動の参加促進
- ④ ボランティア活動の促進

主な取組

- すべての世代を対象とした福祉教育の推進
- 地域活動の担い手やボランティア活動を行う人材の発掘と育成

基本施策

4 誰もが生きがいや役割を持てる社会参加の支援

(1) 誰もが役割を持ち社会参加するための支援

- ① 参加支援コーディネーターの配置
- ② 地域における多様な居場所の発見、創出、見える化
- ③ 多様な働き方・社会参加に向けた支援
- ④ 趣味やスポーツ等の楽しみを通じた生きがいづくり

主な取組

- 社会参加につなげる参加支援コーディネーターの配置と支援



基本施策

3 ふれあい、支え合いの地域づくり

(1) 住民だからこそ支え合い活動の推進

- ① 住民だからこそ支え合い活動の推進

(2) 地域福祉コミュニティの形成

- ① 既存のイベント等も含めた様々な立場、世代の人が参加しやすい機会づくりの促進
- ② 地域住民等が集う身近な交流拠点の充実
- ③ 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進
- ④ 福祉・医療等専門職の地域関与の推進
- ⑤ 企業、学校、NPO法人、事業者、農業者等との連携強化
- ⑥ 新しい生活様式下における住民の地域活動等の推進

(3) 住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくり

- ① 住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる取組の支援

基本施策

5 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

(1) 安全・安心の体制づくり

- ① 「災害時要援護者支援制度」の普及と活用
- ② 防犯意識の向上
- ③ 地域の防災・防犯活動の支援
- ④ 住宅確保要配慮者を対象とした居住支援

(2) 生活困窮者の自立支援の充実

- ① 生活困窮世帯への支援の充実
- ② 生活保護受給者の自立支援の充実

主な取組

- 福祉マップ等を活用した学校や地域における防犯・防災教育の充実
- 生活困窮者等の自立に向けた支援の充実

高齢者福祉計画

いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまち

高齢者福祉計画は、高齢者が住み慣れた身近な地域で生きがいや役割を持って支え合い、自分らしい生活を最期までおくことができるよう、公民協働の支援体制を目指すための計画です。

基本施策 生涯現役社会の実現に向けいきいきと

1 暮らせるまちづくり

(1) 通いの場等の高齢者の居場所づくり

- ① 介護予防の推進
- ② 高齢者の生きがいと健康づくり
- ③ 高齢者が活躍できる居場所づくり

(2) 高齢者の生きがいづくりおよび社会参加の推進

- ① 仲間づくりや社会参加の充実
- ② 就労の支援および高齢者の担い手づくり
- ③ 生涯学習・生涯スポーツの推進

(3) 介護予防・健康づくりの主体的な取組への支援の充実

- ① フレイル予防事業の推進
- ② 市民の自主的な健康づくり活動の支援
- ③ 生涯学習事業の活用

主な取組

- 高齢者の居場所づくりと社会参加を軸とした介護予防の推進
- 高齢者の主体的なフレイル予防の推進



基本施策 高齢者の自立を支え

2 自分らしく暮らせるまちづくり

(1) 在宅生活を支えるサービス支援の充実

- ① 在宅介護を支える仕組みの充実
- ② 気軽に外出できる環境づくり
- ③ 住みやすい環境整備
- ④ 介護人材の確保と資質の向上

(2) 介護者への支援

- ① 介護者支援の強化
- ② 介護による離職防止対策

主な取組

- 在宅での自立支援に向けた効果的なサービスの提供
- 介護者への相談体制と支援の充実



基本施策 住み慣れた地域で安心して暮らせる

3 地域共生のまちづくり

(1) 高齢者の人権の尊重

- ① 高齢者虐待防止の推進
- ② 成年後見制度の利用促進と権利擁護の推進

(2) 認知症との共生と予防

- ① 認知症に関する知識の普及・啓発
- ② 認知症家族介護支援の充実および認知症の人と家族の社会参加の推進
- ③ 認知症高齢者を支えるまちづくり
- ④ 認知症総合支援事業の充実

(3) 高齢者の安全・安心の確保

- ① 感染症対策に係る体制整備
- ② 高齢者の地域防災支援
- ③ 一人暮らし高齢者等の見守り体制の充実
- ④ 消費者被害の防止

(4) 地域ネットワークの充実

- ① 包括的な支援体制の充実
- ② 生活支援体制整備の推進
- ③ 医療と介護の連携推進

主な取組

- 認知症の人とその家族を支える地域づくりの推進
- 多様化する複合的課題に対応する制度横断的な地域ネットワークの充実



障がい者福祉計画

自分らしく生き、ともに支え合うまち

障がい者福祉計画は、障がいのある人が地域で自分らしく生きることができる社会の実現をめざして、障がい理解や、自立した生活に対する支援、社会参加を促進する環境づくり等を推進するための計画です。

基本施策 地域で助け合い、

1 安心して暮らせる体制づくり

(1) 交流活動の支援

- ① ふれあい・交流の機会の充実
- ② 地域と障がいのある人をつなぐ支援

(2) 安全・安心な生活環境の整備

- ① 交通・移動手段の確保
- ② 障がいのある人にやさしいまちづくり

(3) 災害対策・防犯体制の充実

- ① 防犯・防災意識の普及・啓発
- ② 防災・防犯における支援体制の強化

主な取組

- 様々なイベント、活動等に参加しやすい環境の整備
- 避難所における障がい特性に応じた配慮の検討

基本施策

2 人権の尊重と共生社会の実現

(1) 差別の解消・権利擁護の推進

- ① 障がいを理由とする差別の解消
- ② 権利擁護の推進
- ③ 虐待防止の推進
- ④ 意思決定支援の推進

(2) 障がいの理解促進・啓発

- ① 障がいの理解促進
- ② 福祉教育の推進

(3) 情報提供・コミュニケーション支援

- ① 情報通信における行政情報アクセシビリティの向上
- ② 手話への理解促進と手話の普及

主な取組

- 権利擁護にかかる啓発
- 障がい特性に応じた情報提供の充実

基本施策

3 生きがいにつながる社会参加の支援

(1) 雇用・就業、経済的自立の支援

- ① 障がい者雇用の促進および福祉的就労の底上げ

(2) 社会参加、教育支援体制の構築

- ① 社会参加の支援
- ② 文化芸術活動等の充実に向けた社会環境の整備
- ③ 障がい者スポーツの普及促進
- ④ 特別支援教育の充実

主な取組

- 関係機関との連携等による障がいのある人の積極的な就労支援
- 文化芸術活動を通じた社会参加の支援と社会環境の整備

基本施策

4 地域生活に向けた支援体制の整備・充実

(1) 保健・医療・福祉の充実

- ① 障がいの早期発見・早期治療、早期療育および支援体制の充実
- ② 保健・医療・各種福祉サービスの充実
- ③ 親亡き後の支援体制整備

(2) 相談支援体制の充実

- ① 身近で気軽に相談できる体制の充実
- ② 包括的な相談支援体制の強化
- ③ 施設、精神科病院等からの地域移行

(3) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

- ① 障がい福祉を支える人材の育成・確保
- ② 坂井地区障害児・者総合支援協議会の活動充実

主な取組

- 障がいのある子を養護する親の病気や高齢化に備えた支援体制の構築
- 障害福祉サービス事業所が互いに支えあう関係づくりの推進

成果目標

5 達成を目指す主な目標

(1) 第6期障がい福祉計画

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設からの一般就労への移行等
- ⑤ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(2) 第2期障がい児福祉計画

- ① 障がい児支援の提供体制の整備等



健康増進計画

健康寿命の更なる延伸に向けて 市民みんなで健康づくり

健康増進計画は、生涯を通じた健康な生活習慣を推進するため、市民の健康状況と課題を把握し、その解決を図るための取組をすすめるための計画です。

基本施策

1 市民の主体的な健康づくりの推進

- (1)市民の健康づくりへの関心の強化
 - ①健康づくりへの自発性を高める支援
 - ②楽しみながら健康づくりを行える仕組みづくり
- (2)地域社会で健康づくりの仕組みを支える活動グループや人材の育成
 - ①地域での健康づくりを支える人材の育成・支援
 - ②健康づくりの仕組みを支える団体等との協働による健康づくりの推進

主な取組

- 「プラスマイナスチャレンジ」の普及
- 健康アプリの普及

基本施策

2 生涯通じての生活習慣病等発症予防・重症化予防にかかる保健事業の推進

- (1)健康診査・がん検診受診のための取組の推進
 - ①生活習慣病・がんの予防対策の推進
- (2)健やかな親子の健康づくり
 - ①妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援
 - ②適切な生活習慣の基礎の確立
- (3)健康に関する生活習慣改善のための取組の推進
 - ①「栄養・食生活」における生活習慣改善の推進
 - ②「身体活動・運動」における生活習慣改善の推進
 - ③「休養・こころの健康」における生活習慣改善の推進
 - ④「歯・口腔の健康」における生活習慣改善の推進
 - ⑤「喫煙」における生活習慣改善の推進
 - ⑥「飲酒」における生活習慣改善の推進
 - ⑦高齢者の保健事業の推進
 - ⑧感染症予防の推進

主な取組

- 健康診査・がん検診を受診しやすい環境整備
- 妊娠婦期・乳幼児期の健康診査の実施
- 子育て世代包括支援センターにおける相談の充実
- ライフステージに応じた生活習慣改善の啓発や正しい健康づくりの普及



基本施策

3 医療・保健・福祉の連携強化と拡大

- (1)母子の健全な発育発達のための連携の充実
 - ①妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援および家庭での子育て力の向上のための関係機関との連携
- (2)高齢者の保健事業のための連携の充実
 - ①医療・介護関係部局等との連携の充実
- (3)地域医療と救急体制の充実
 - ①医療体制の充実

主な取組

- 医療機関ほか関係機関との連携体制の強化



食育推進計画

つなげよう 広げよう さかいの食育実践の環(わ)

食育推進計画は、食による健全な心身と豊かな人間性の育成や食文化の伝承、地産地消等のため、個人・地域・行政機関が連携かつ協働して、未来に向けて食育を推進し続けていくための計画です。

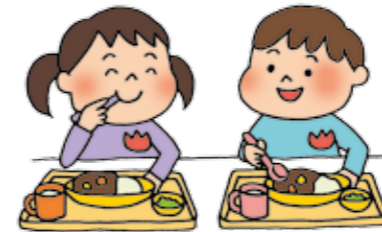
基本施策

1 生涯元気で過ごすための健康寿命の延伸につながる食育の推進

- (1)健康づくりおよび生活習慣病の発症予防と重症化予防
 - ①市民が主体的な食生活を実践できるための取組
- (2)生涯を通じた心身の健康増進のための食支援の実施
 - ①母子(妊娠期・乳幼児期)への食支援
 - ②園児・児童・青少年への食支援
 - ③成人への食支援
 - ④高齢者への食支援

主な取組

- 野菜摂取や減塩、バランスの取れた食事を推進するための栄養指導の充実
- ホームページ・SNS・アプリ等、様々な方法を活用した食と栄養情報の発信



基本施策

2 未来を担う次世代のこころと身体を育てる食育の推進

- (1)朝食欠食を減らすための取組
 - ①保育園等や学校での取組
 - ②イベントや各種教室での取組
- (2)保育園等や学校の食育の充実
 - ①年齢に合わせた食育の充実
 - ②食物アレルギーへの取組
- (3)若年層や子育て世代へ向けた食育の充実
 - ①若年層向けの教室や講座の実施
 - ②共食推進への取組
- (4)郷土料理および和食文化の継承に向けた取組の充実
 - ①郷土料理や和食文化の継承
 - ②保育園等や学校での取組

主な取組

- 若年層や子育て世代へ向けた実践につながる教室の開催や情報提供
- 郷土料理や和食文化を伝えるためのアレンジメニューの作成と普及啓発



基本施策

3 地域連携ですすめる坂井の特性を活かした安全で安心な食育の推進

- (1)地域連携の食育の推進
 - ①地域での食に関する活動の充実
 - ②食育に関する人材の確保と育成
- (2)地産地消の推進と農林水産業等の体験機会の充実
 - ①地場産物と伝統野菜の情報発信と消費拡大に向けた取組
 - ②保育園等や学校での地場産物の活用
 - ③農林水産業等体験機会の充実
- (3)食の安全安心と環境への配慮
 - ①食の安全性に関する取組の推進と市民の意識の醸成
 - ②循環型社会を目指した食品ロスの削減およびごみの減量化
 - ③食中毒と食品衛生に関する情報の発信と意識の向上

主な取組

- 食育に取り組む団体や個人への研修会や情報提供機会の充実
- 地場産物を使った給食提供と合わせての食教育の実施
- 食品ロスとごみを減らすための「3切り運動」の普及啓発



成年後見制度利用促進基本計画

誰もが地域社会でその人らしく暮らし続けることができるまち

成年後見制度利用促進基本計画は、誰もが地域社会でその人らしく暮らし続けることができるよう、権利擁護支援と意思決定支援において、成年後見制度の利用促進の取組を推進するための計画です。

基本施策

1 早期の段階からの相談・対応体制の整備

(1) 広報活動の推進

- ① 市民に対する成年後見制度に関する普及啓発の強化
- ② 関係者に対する成年後見制度に関する普及啓発の強化
- ③ 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

(2) 相談窓口の充実

- ① 成年後見制度に関する相談窓口の周知
- ② 成年後見制度利用申し立て支援、代行団体の紹介
- ③ 窓口職員に対する研修、相談

主な取組

- 制度の周知を図るため研修会、相談会の開催
- 広報等を活用した相談窓口の周知



基本施策

2 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築(重点取組項目)

- ① 成年後見制度利用促進の中核となる機関の機能の充実
- ② ネットワーク構築に向けた連携協議会の開催
- ③ 本人をチームで支援する体制づくり
- ④ 日常生活自立支援事業との連携の推進

(2) 制度の利用にかかる費用等の助成の円滑な実施

- ① 市長申し立ての円滑な実施
- ② 後見人等の報酬助成

主な取組

- 権利擁護支援地域連携協議会の開催
- 市長による法定後見開始の申し立ての円滑な実施



基本施策

3 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

(1) 後見人支援の推進

- ① 親族後見人等の現状把握と相談支援
- ② 専門職を交えたケース会議の開催
- ③ チームとしての関わりへの支援

(2) 受任者調整(マッチング)の支援

- ① 専門職団体との調整
- ② 親族後見人候補者への支援
- ③ 家庭裁判所との連携

(3) 担い手の育成・活動の推進

- ① 法人後見業務への支援
- ② 市民後見人育成の必要性の把握と検討

主な取組

- 専門職(弁護士・司法書士・社会福祉士等)を交えたケース会議を開催
- 親族後見人等への相談支援



自殺対策計画

誰も自殺に追い込まれることのない坂井市を目指して

自殺対策計画は、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえながら、自殺対策に係る現状と課題を明らかにし、誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指すための計画です。

基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

(1) 自殺対策における庁内関係機関との連携体制強化

- ① 庁内関係機関と自殺対策推進に向けた連携の推進

(2) 自殺対策における地域関係者とのネットワーク強化

- ① 保健・医療・福祉・教育・労働等様々な領域において、地域における自殺対策のネットワークの強化

主な取組

- 自殺対策協議の場の設置
- 関係機関や地域に向けた相談窓口や連携体制の周知

基本施策

2 自殺対策を支える人材の育成

(1) 様々な職種や市民を対象とするゲートキーパーの養成

- ① ゲートキーパー養成講座の開催
- ② ゲートキーパー養成講座受講後の継続的な支援

(2) 相談に携わる各分野の支援者のスキル向上の推進

- ① 専門職や関係者等、支援者のスキル向上
- ② 市役所等の窓口での気づきと対応

主な取組

- ゲートキーパー養成講座の開催
- 関係機関、支援者等への研修の開催

基本施策

3 市民への啓発と周知

(1) ストレスチェックの活用

- ① ストレスチェックの実施と活用
- ② ストレスチェックの後のフォロー体制の推進

(2) 相談窓口の周知

- ① 相談支援窓口の周知の徹底
- ② 相談することへの障壁の軽減

(3) 自殺予防の啓発および普及

- ① 市民への普及・啓発を推進

主な取組

- 保健事業でのストレスチェックの実施と活用
- 地域の相談窓口の周知
- 広報等を活用した自殺予防に関する情報の啓発・普及

重点施策 世代・状況に応じた自殺対策の推進

(1) 高齢者への自殺対策の推進

- ① 高齢者の健康不安、介護不安に対する支援
- ② 地域のなかでの居場所づくりの推進
- ③ 家族や地域の支援者、介護従事者等への支援の充実

(2) 生活困窮者への支援の強化

- ① 生活困窮者の自立支援と自殺対策との連携
- ② 地域支援者との連携強化

(3) 有職者に関わる自殺対策の推進

- ① ストレスチェックの実施およびフォロー体制の構築
- ② 就労に関連した相談窓口の周知

基本施策

4 生きることの促進要因への支援

(1) 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実

- ① ストレスリスクの軽減に向けた取組の充実
- ② 子育て世代包括支援センターの機能強化

(2) こころとからだの健康づくりと重症化予防

- ① 市民の健康づくりの推進
- ② 早期発見、早期治療と重症化予防

(3) 相談窓口・相談体制の充実

- ① 対象者に寄り添いつつ適切な対応ができる相談窓口や体制の構築
- ② 新しい生活様式に合わせた相談支援体制の推進

(4) 地域で支援を必要としている人達の居場所づくりの充実

- ① 支援の必要な人に「気づく」体制づくり
- ② 支援につながっていない人を適切な支援に「つなぐ」体制づくり

主な取組

- 妊産婦・子育て世代への支援の充実
- 孤立させないための見守り体制の強化
- 健康づくり講座や健康相談の充実

基本施策

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) 児童生徒への支援の充実

- ① 学校内外における相談体制の充実

(2) いのちの大切さを知るための福祉教育の推進

- ① いのちの大切さと「SOSの出し方」に関する教育の推進

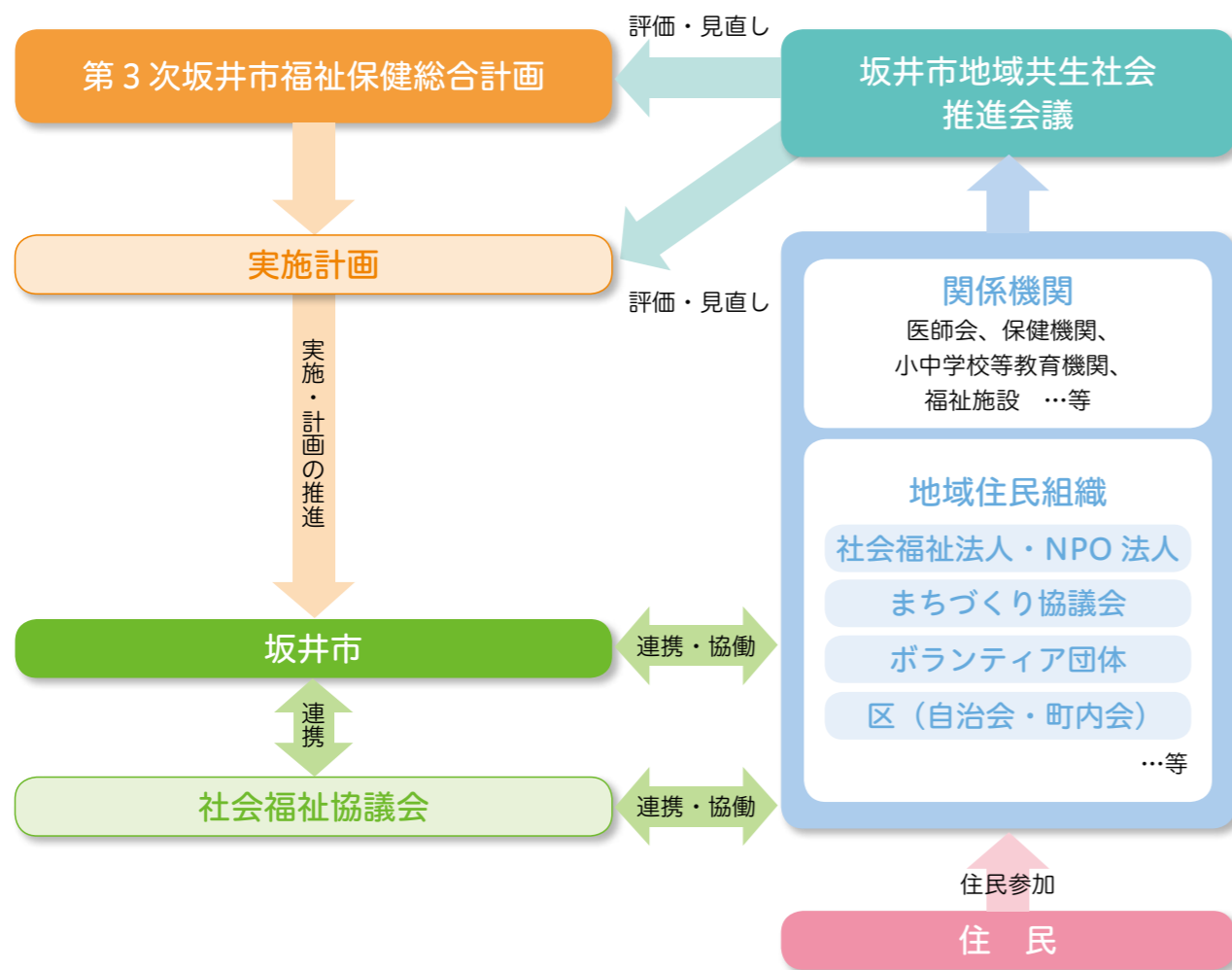
主な取組

- 児童生徒への早期支援・見守り等の取組の推進
- いのちの大切さやSOSの出し方に関する教育の推進



計画推進の体制

本計画を適正に推進するためには、進捗状況等チェックする機関が必要なことから、社会福祉法人・NPO法人、まちづくり協議会等の地域住民組織や医師会、保健機関等、関係機関で構成する「坂井市地域共生社会推進会議」で計画内容や進捗状況等の点検・評価を行い、内容等について広く住民に公開します。



編集・発行／坂井市健康福祉部福祉総務課
発行年月／令和3年3月

坂井市ホームページ
<https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/>

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1
TEL：0776-50-3028 FAX：0776-66-2932
E-mail：fukushisomu@city.fukui-sakai.lg.jp



309%

第3次 かたいけのプラン 概要版

第3次坂井市地域福祉活動計画

令和3年度～令和8年度



計画の目的

地域福祉活動計画は、「地域共生社会の実現」を目指し、地域住民、ボランティア、関係機関等の協働による住民主体の地域福祉活動を計画的、具体的にすすめていくことを目的とした行動計画です。

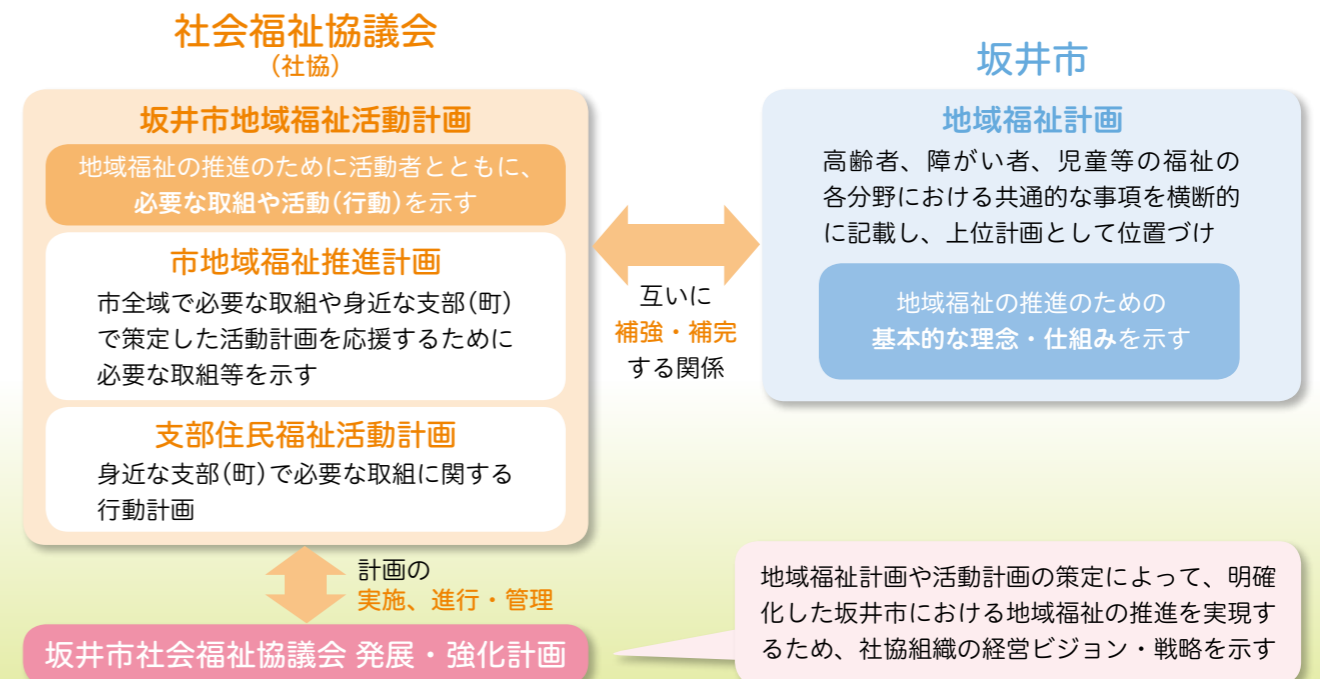
計画の推進期間

第3次計画の推進期間は、令和3年度～令和8年度までの6年間とします。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性と一体的策定・推進について

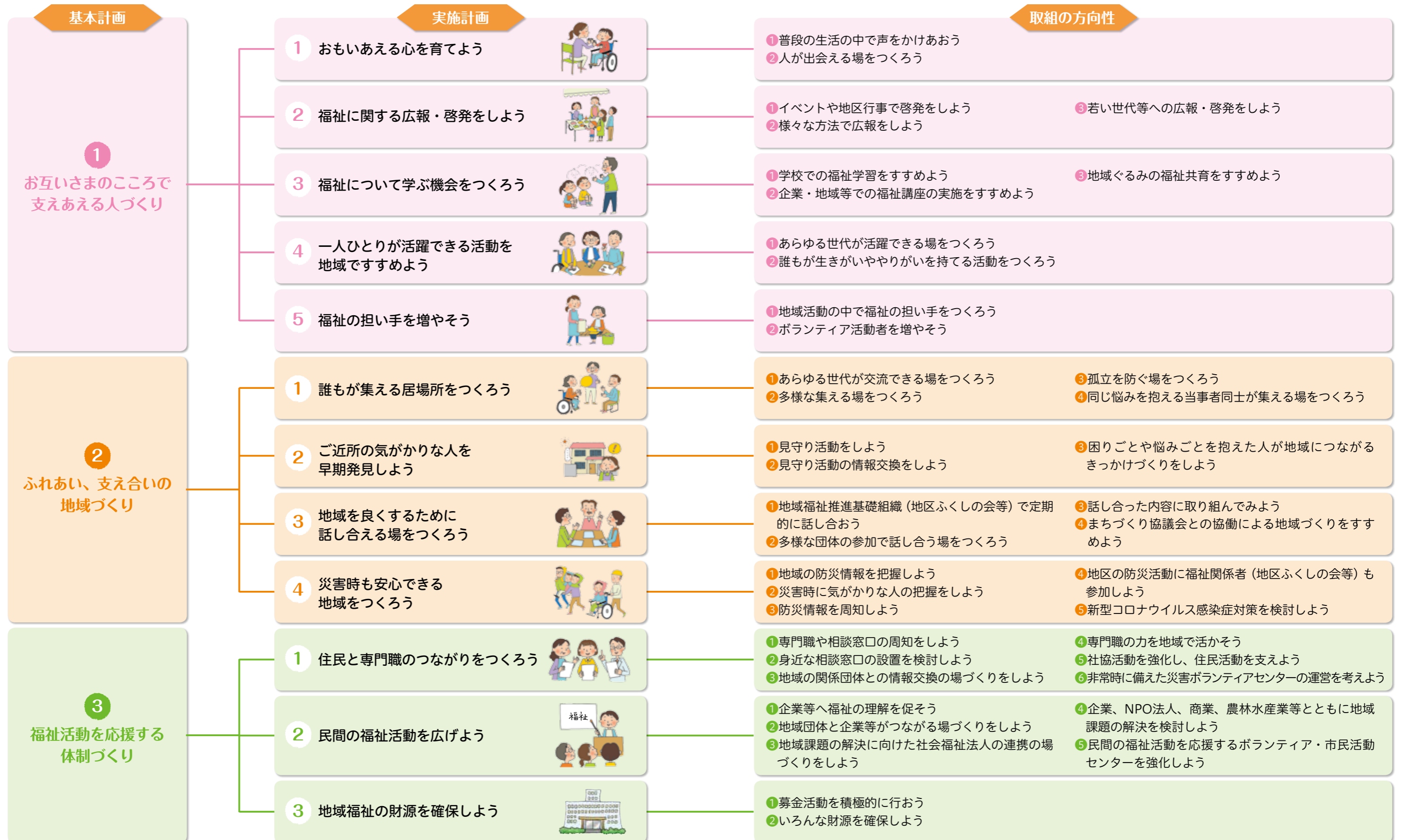
第3次計画は坂井市の「地域福祉計画」と一体的に策定し、両計画が互いに補強・補完することにより、方向性をともにし、推進します。

また、毎年、定期的に取り組む点検・評価を行い、計画の中間年度には、社会情勢の変化等による新たな地域福祉課題を抽出し、計画全体の見直しを行います。



基本目標

みんなが主役 ふだんのくらしのしあわせづくり



本計画は、第2次計画の構成を継承し、住民の福祉活動を支援し、市全域の地域福祉推進のあり方を住民目線で示した「市地域福祉推進計画」と、住民にとってより身近な支部(町)で策定する「支部住民福祉活動計画」の2本立てで構成しています。

みくに支部

スローガン：やさしさと あたたかさで
みんなが安心して住める街 みくに

居場所づくり

- 1 身近な場所に集いの場をつくろう
- 2 集いの場の参加者を増やそう
- 3 集いの場の支援者を応援しよう

つながりづくり

- 1 ふだんのとつながりを大切にしよう
- 2 今あるつながりを強化しよう
- 3 新しいつながりをつくろう

地区ふくしの会の充実

- 1 地域の福祉課題について話し合おう
- 2 地区ふくしの会の構成メンバーについて考えよう
- 3 見守り活動を強化しよう

安心して暮らせる地域づくり

- 1 防災意識を高め、安心・安全な地域をつくろう
- 2 移動手段について話し合おう
- 3 住み慣れた地域での生活を守ろう

はるえ支部

スローガン：思いやり 広がる地域に 幸せの輪

人財発掘・育成

- 1 リーダーとなり得る人財を発掘・育成し、組織を強化しよう
- 2 福祉活動への参加者を増やそう
- 3 関わりを持とう

場づくり

- 1 集いの場を考えていこう
- 2 集いの場をつくろう
- 3 集いの場を広げよう・増やそう

つながりづくり

- 1 新しいつながりづくりについて考えよう
- 2 現在のつながりを強化しよう
- 3 日常的な関わり合いを大切にしよう

見守りの強化

- 1 福祉マップや災害時要援護者支援制度を浸透させよう
- 2 支援に必要な関係者のネットワークを充実させていこう
- 3 見守りネットワークを広く周知していこう

まるおか支部

スローガン：広げよう地域に根ざした思いやり
～一人も見逃さない絆づくり～

基本方針：地域にあるつながりを活かし、また新たなつながりを得ながらネットワークを築き、地域の絆づくりに取り組みます。

つながりづくり

- 1 一人ひとりのつながりや強みを活かして地域を元気にしよう
- 2 「ひとり(孤独)」にしない地域の絆を深めよう
- 3 高齢者や障がい者、母子・父子・寡婦等の当事者活動を地域で応援しよう

連携づくり

- 1 地域や分野を横断した連携を図ろう

見守りの仕組みづくり

- 1 区長、民生委員・児童委員、福祉委員等の見守り活動を強化しよう
- 2 SOSをキャッチできる地域、SOSを出しやすい地域をつくろう
- 3 災害時に備えた土壌をつくろう

子どもの参加・こころづくり

- 1 地域で子どもと一緒に福祉の「こころ」を育もう



さかい支部

スローガン：「かたいけ」「おかげさんで」
ぬくもり感じるまち 坂井

福祉の理解促進

- 1 自分たちの活動を地域へPRしましょう
- 2 福祉に限らず多様なメニューや事業へできるだけ多くの地域住民の参加を呼びかけましょう

居場所づくり

- 1 集まる場所(高齢者サロン等)を実施・充実させましょう
- 2 集まる場を運営するお世話役(キーパーソン)を育てましょう
- 3 閉じこもりがちの人が集える居場所づくりの工夫をし、気になる人がいたら、専門機関へつなげましょう

見守り

- 1 平常時だけでなく災害時も支え合いましょう
- 2 地区ふくしの会(地域福祉推進基礎組織)等の福祉活動へ地域住民(委員OBや隣近所の方含む)やボランティア団体に参加してもらうことで、つながり、支え合う“共助”意識を高めましょう
- 3 区長、民生委員・児童委員、福祉委員等が中心となりマップづくりを行い、地域の中で気になる方を共有し、支援体制や連絡方法等を確認し合しましょう

福祉の学び

- 1 各種団体間の連絡会等、地域活動の情報交換や参画する機会を増やしていきましょう
- 2 学校と地域が連携して福祉活動を行い、新たな担い手をつくりましょう

お問い合わせ先

社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会



〒919-0521 福井県坂井市坂井町下新庄18-3-1 電話番号:0776-68-5070 FAX番号:0776-67-2807

Eメール: sakaicityshakyo@lake.ocn.ne.jp ホームページ: http://www.sakaicityshakyo.jp/

※計画の本冊子、概要版は、いずれも市協ホームページからもご覧いただけます。